資料１－７

平成３０年２月５日

大阪府知事　様

大阪市南部保健医療協議会

会長　中谷　正晴

大阪市立住吉市民病院廃止に伴う病院（医療機能）再編計画（案）について（報告）

　標記の件について、平成30年1月24日開催の大阪市南部保健医療協議会において諮りましたところ、再編計画の実施にあたっては、次のとおり協議会の意見として取りまとめられましたので報告します。

記

　提案のあった再編計画の中で、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）が、本年4月に開院することについては理解する意見が出されたが、住吉市民病院跡地での暫定診療については、診療コマ数からみても一般的な診療所レベルより低く、地域の医療ニーズに対応できないとの意見が出された。

　また、民間病院誘致の実現ができなかったことに対する反省を大阪市に求めるとともに、南部基本保健医療圏の小児周産期医療は公的機関でなければ困難であるとする当協議会の意見に反し、附帯決議にある民間医療機関誘致に固執した再編計画を進めた行政の認識の欠如について指摘がなされた。

　しかしながら、住吉市民病院跡地への公的病院の設置は市民が求めているものであり、住民医療の継続的維持の観点から、公的病院の整備を求めることとし、別紙１の委員提案の附帯決議をもって、本年4月からの地域住民に必要な医療を進める前提で、別紙２の委員提案とともに決議がとられた。

（公的機関の委員を除く採決がされ、18名全員が賛成した）

【別紙１】

　〔附帯決議要旨〕

　　平成３０年４月１日の住吉市民病院廃止後の新病院が決定していない現状を鑑み、住民医療の継続的維持の観点から、公的病院の整備を求める。

　・現行の住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続に早急に努める

　・南部医療圏の小児・周産期医療の充実

　・現行の小児・周産期の福祉対応は、大阪市が責任を持って維持継続

　・住民が安心できる大阪府市住吉母子医療センター（仮称）等への強固な入院連携

　・大阪市が責任を持って決議実行完了まで対応

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※原文一部修正

【別紙２】

　・住吉市民病院の小児周産期医療に特化した病床１９７床を存続させるために、跡地誘致医療機関には、南部医療圏全体の病床再編許可が得られるような医療内容を持たせる事。

　・大阪市は、住吉市民病院跡地に、市会附帯決議通り、「６年間のつなぎ医療」にも３０床の入院・外来を有する医療機関を設置する事。（２９年１１月２７日南部医療協議会で採択した決議の確認）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※原文一部修正